

4 いわゆる「集石炉」について（図IV-4・26、表IV-2～5）

対雁2遺跡の様相：今年度の対雁2遺跡の調査では、浅い土坑状の窪みに被熱した礫が集中する遺構を2ヵ所検出した。P-158・F-1108の2ヵ所である。これらは、いわゆる「集石炉」といわれる遺構である。集石炉という遺構名を用いなかったため、それぞれ土坑と焼土として報告を行っている。それらの概略をまとめると次のようになる。

P-158：この土坑が埋没する過程において、自然に窪みになった場所を利用したもの。被熱した礫・礫片が集中する。使用された礫は、そのほとんどが被熱により割れているが、円礫・扁平礫である。石材は珪岩が主、安山岩・砂岩が少量ある。たたき石として使用されたものがある。炭化物は検出されているが、骨片は検出されていない。

F-1108：この遺構は、自然堤防が世田豊平川へ向かって落ち込み始める場所に浅い円形の穴を掘り、そこに礫を入れて使用したと考えられる。断面の土層確認から3回ほどの使用が確認されている。使用された礫は円礫・扁平礫、石材は安山岩・珪岩が主になっている。全て被熱。安山岩の礫に完形のものが多い。礫石器は検出されていない。炭化物が多量に検出されているが骨片の検出はない。遺構は生活面20面に造られている。この遺構の最下層部から検出した炭化物は、補正¹⁴C年代で2180±40y.BPという値が得られた。

使用された礫：遺跡はⅢ章で述べたように、世田豊平川（旧豊平川）による粘土・シルト・砂の堆積で形成された自然堤防にある。また、遺跡の立地する石狩川の下流域には、砂泥が顕著に検出されており、礫の堆積は見られない。発掘調査においても、泥岩の小礫以外の礫が検出されることはない。これらのことから、使用される安山岩や珪岩のような礫は、他の地域から遺跡へ持ち込まれたものと考えられる。多量の礫を遠隔地から運んだとは考えにくい。礫の供給地として考えられるのは、近隣地域である世田豊平川（豊平川）や石狩川流域、遺跡より上流側と思われる。また、検出される礫の形状が角の取れた円礫や扁平礫であることから、河川の中・下流域のものと考えられる。

石狩川中流域には安山岩などの火山岩・花崗岩・片岩・チャート・砂岩等、豊平川中・下流域には安山岩質の火山岩・凝灰岩・珪化岩・石英斑岩等の礫が見られる（戸荏・土屋 2000）。これらは、本遺跡で出土する礫の石材と同様のものである。遺跡の立地から考えても、これらの場所から遺跡へ運ばれてきたものと考えることが自然と思われる。

使用されている石材は、径10cm前後の安山岩と珪岩がほとんどを占める。遺跡では砂岩も多く検出されているが、ここに説明している遺構では使用されていない。規模も長径7～13cm以内に収まり、この範囲に収まらないものは、ほとんどない。礫の選択において、石材に安山岩や珪岩を選別し、規模も同じようなものを選別して使用していた可能性は十分に考えられる。検出された礫のうち、完形で残存しているものは安山岩が多数を占める。一方、割れて破損した礫片には珪岩が多く見られた。また、同時期の他遺跡における、この種の遺構で使用される礫には、安山岩が多く利用されているようである。

使用目的：声問川大曲遺跡、永山4遺跡、香深井8遺跡の発掘調査において、まとめや考察で次のように論じられている。「獲物が大量に獲れる季節に造られ、その間の食物調理・保存等に利用した施設」（稚内市教委1992）、「食物調理施設として機能したが、日常的に繰り返し使用されたものではなく、ある一時期に1回若しくは数回程度使用された施設」（旭川市教委1998）、「毛皮や脂肪採取のための加工処理施設」（礼文町教委2000a）とされている。これらの遺跡から検出された遺構は、多数の礫が浅い土坑状の窪みに被熱した状態で検出される、炭化物の層が見られる、骨片が検出されない、覆土が油質で粘性があるといった特徴が挙げられている。本遺跡の遺構の覆土には油質分が認め



図VI-3 集石炉の検出された遺跡

られなかったことから、焼け礫を利用して「石焼き」や「石蒸し」といった調理技術を用いた、食物調理施設であろうと推測される。また、永山4遺跡では儀礼的行為にまで言及しているが、本遺跡の検出状況からはそこまでの検証はできなかった。

分 布：このような遺構は、縄文中期から続縄文・オホーツク文化期にかけて道北地域や道央地域に多く検出されている（図VII-3）。管見の限りにおいては、道南・道東部ではこのような遺構があまり見られないようである。高砂遺跡では上記のような使用を目的とした礫を保管していたと考えられる土坑が検出されている。滝里安井遺跡からは10点ほどの焼礫が集まっていたものが検出されている。また、縄文後期から晩期初頭には径数cm以下の小振りな礫を用いたものが、ピウカ2遺跡、コタン温泉遺跡、青森県大湊近川遺跡などで検出されている。石材は選別されていないようで、晩期後葉以降のものとは様相が異なるようである。

まとめ：上記のようなことを考え合わせると、対雁2遺跡から検出された2カ所の「集石炉」は、食物の調理・保存等に利用した施設であろうと考えられる。しかし、声問川大曲遺跡のように、一定期間中に常に使われ続けたような大規模な施設ではないであろう。遺構の規模や数、遺跡の立地を考慮すると、永山4遺跡のように食物調理から消費までを一時期に数回程度使用されるような、極小規模のものとするのが妥当と思われる。遺跡の調査状況から、これからも同様の遺構が検出される可能性は高いと考えられる。発掘事例の増加に期待したい。（酒井）